

豊中市証明書自動交付機運用基準

(目的)

第1条 この基準は、住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年豊中市条例第23号）第2条第1号に規定する証明書自動交付機の設置、管理及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 証明書自動交付機の設置場所及び台数は、次のとおりとする。

| 設置場所 | 台数 |
|-------------|----|
| 豊中市役所第一庁舎1階 | 1台 |

(稼働日時)

第3条 証明書自動交付機の稼働日時は、次のとおりとする。

| 設置場所 | 稼働日時 |
|-------------|--------------------------|
| 豊中市役所第一庁舎1階 | 豊中市役所開庁日の午前9時から午後5時15分まで |

ただし、機器の保守作業等のため稼働を停止することがある。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、稼働日又は稼働時間を変更することができる。

(管理者)

第4条 市長は、証明書自動交付機の適正な管理及び運用を行うため、証明書自動交付機管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は次の者とする。

| 設置場所 | 管理者 |
|-------------|------|
| 豊中市役所第一庁舎1階 | 市民課長 |

(機器の管理)

第5条 管理者は、証明書自動交付機及び関連機器が正常な状態で稼働するように定期的に点検を行う。

(事故等発生時の対応)

第6条 管理者は、証明書自動交付機に事故等が発生したときは、た

だちに利用者に対してその旨を周知するとともに、事故原因の発見及び復旧を行う。

(委任)

第7条 この基準の施行に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年2月2日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年9月3日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年12月28日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年5月26日から実施する。